

令和 2 年 5 月 22 日

保護者のみなさま へ

緊急事態宣言後の新ＢＯＰ（学童クラブ及びＢＯＰ）
の対応について（第 5 報）

国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置を受け、5 月 31 日（日）まで新ＢＯＰを
休止としておりますが、6 月 1 日以降の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

1 対応

【国の緊急事態宣言が継続された場合】

新ＢＯＰについては、緊急事態宣言が解除されるまでの期間、休止を延長します。

学童クラブについては、これまでどおり医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を
維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方のお子さ
んについてはお預かりします。

【国の緊急事態宣言が解除された場合】

新ＢＯＰのうち、学童クラブの休止を解除します（ＢＯＰは引き続き休止）。但し、当
面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童については、利
用を控えていただくようお願いします。子どもたちの安全を確保するために、新ＢＯＰ
が 3 密（密閉、密集、密接）とならないよう、保護者の皆様にはご理解とご協力をお願
いいたします。

2 学童クラブの運営について

感染リスクを低下させるために、これまで励行してきている手洗いや咳エチケット、
部屋のこまめな換気と消毒などの万全な対策をとりながら、児童の接触の機会を減らす
取り組みを引き続き心掛けてまいります。

感染症対策の徹底のため、毎日の自宅での検温と風邪状態の確認、マスクの着用の徹
底へのご協力をお願いいたします。

【本件担当】 児童課児童育成担当 電話 03-5432-2317

生涯学習・地域学校連携課地域学校連携担当 電話 03-5432-2739